

令和 4 年 6 月 2 日現在

機関番号：14501

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K18553

研究課題名（和文）行政法規の解釈方法論の再構築による「法律動学」形成の試み

研究課題名（英文）Legal dynamics through statutory interpretation of administrative law

研究代表者

中川 丈久（Nakagawa, Takehisa）

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：10252751

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,800,000円

研究成果の概要（和文）：行政法学は、行政法規の法解釈方法論を等閑視してきた。これに対し本研究は、裁判所の行政活動に対する立場性を時系列で解明するには（法律動学ないし法動態学）、行政裁量の審査手法よりも法解釈の方法分析こそ重要であることを示すべく、日本の最高裁が採用してきた法解釈方法を、文理解釈、趣旨目的解釈（理論、仕組み、行政需要等）・立法過程史解釈、上位法適合解釈（憲法等）に4分類し、最高裁判決がどれをどう使ってきたかを逐一分析した。最高裁が法創造的な行政需要解釈に踏み切る条件は何か、最高裁は伝統法理へのこだわりがあまりなく、文理と仕組みによる透明性の高い解釈を通例とすることなど、日本の最高裁の特徴を描きだした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本の最高裁が行政法の解釈にあたり採用する方法を4つの種類に大分類し、主要判決がそれぞれをどう組み合わせて使っているのかを整理した。その結果、たとえば、司法創造的な法解釈を生み出す「行政需要解釈」と呼ぶべき方法があり、最高裁がこれを使う条件は何かを明らかにした。

こうした分析を通して、裁判所の行政に対するスタンスの取り方は、行政裁量の審査ではなく、行政法規の解釈方法にこそ顕著に現れること、解釈方法に着目することで解釈の正当性を広い視点で議論したり、裁判所の思考変化を感知したりできることを示した。

研究成果の概要（英文）：Administrative law academics have long neglected the importance of statutory interpretation. This research tries to change this prevailing attitude by critically, and almost exhaustively, observing interpretation methods used in the Supreme Court decisions between the 1970s and 2020s, and using the observations to analyze judicial dynamics in Japan. Administrative statute interpretation should be categorized into four groups: texts, purposes (in terms of legal doctrines, policy schemes, administrative needs), legislative history, or higher rank law (constitutions). This research has found some distinguishing characteristics of the Supreme Court of Japan, such as what are the conditions for it to take a law-creating interpretation based on administrative demands and the fact that the Supreme Court is not so much concerned with traditional legal doctrines, but rather customarily adopts a very transparent interpretation based on the combination of textualism and policy scheme purposivism.

研究分野：行政法

キーワード：法解釈 行政法

1. 研究開始当初の背景

研究の背景的要因の第1は、日本の法律学全般が、法解釈の方法論に極めて淡泊であったことへの疑問である。

行政法学において、「行政法規はどう解釈されるべきか」は、公法と私法の峻別を背景に、私法の解釈方法との違いが探求されたことこそあったものの(田中二郎『行政法総論』(1957年)182頁)、その後、「公法と私法の区別を出発点とするのではなく、……法律の趣旨あるいは仕組みに即して解釈する」(塩野宏『行政法(初版)』(1991年)31頁)とされるようになってから、関心が冷めた。たとえば仕組みを発見するための「行政法規の解釈方法」への関心があったべきであったが、実際には関心は低く、研究蓄積は極めて少ない。行政裁量の審査のあり方には非常に関心をもつ一方で、法解釈方法については、まったく無視に近い態度をとってきたのである。

ところが私が、元最高裁判事のインタビューや、最高裁判例にみる訴訟要件(処分性や原告適格)の変化を辿る過程で気づいたことは、最高裁判決がしばしば司法立法と呼べるほど創造的な行政法規解釈を行っている事実である。

そこで想起されたのが、米国における制定法解釈論争である。20世紀半ばから現在に至るまで、「リアリズム法学」「リーガルプロセス法学」といったことばを生み出したり、現在では、「テキスチャリズム(法文主義)・対・パーポシビズム(趣旨目的主義)」といった対立を生み出したりするなど、裁判所の「立ち位置」(しばしば米国における政治的立場の違いに関連づけられるが、そうでないことも多いと私は考えている)を明確に分析する手法として、最高裁の法解釈方法論に着目することが、繰り返し行われてきた。そうすると彼我の落差がなぜあるのか、日本行政法学の法解釈への無関心は、果たして正しいことなのかという疑問が生じる。これが、第1の背景的問題関心である。

第2に、私が研究者として最初に書いた論文は、米国最高裁の思考様式の不連続な変化(「思惟律の変容」)を取り扱ったものであった。すなわち、最高裁において、「支配的な考え方の変化」という現象があるのではないかと、それを法律学としてどう可視化し、またなぜどう変化するかを法律学として説明するべきではないかという問題意識である。私はこれを、経済学における動学と静学の区別になぞらえて、「法律動学」ないし「法律動態学」(legal dynamics)と呼ぶことにしている。

そこで、日本法社会学会で最高裁の法令解釈についての報告(中川丈久「行政法学からみた『内閣法制局と最高裁判所』」法律時報88巻12号(2016年)97-105頁)を機に、第1の問題関心(法解釈分析)を活かしながら、第2の問題関心である日本の最高裁判決の「支配的な考え方の変化」のメカニズムを捉えられるのではないかと考えるに至った。裁判実務で支配的な理論(パラダイム)が、時代によって変化するメカニズム(変化の契機は偶発的であるが、変化の実質は必然的であるというように)を解明する動学的な研究手法が可能かどうかを探ることができるのではないかと、きわめて探索的な研究を行うこととした。

こうした研究方法を行政法の解釈という場面で培うことができれば、本研究のさらなる成果として、民事法や刑事法等の他分野の研究者と共同して、行政法学の範囲をこえ、法律学一般におよぶ「法律動学」の研究手法の開拓へと進むことも期待される。

2. 研究の目的

本研究の目的は、裁判実務における支配的理論(パラダイム)が別の支配的理論へと取って変わる変化のメカニズムを解明する「法律動学」と呼ぶべき新たな研究分野を確立すること(ただし行政法の範囲に限定する)、そのための着眼点を、「法解釈の方法」におき、私の専門分野である行政法を素材として、最高裁が用いる「行政法規の解釈方法」の特徴ないし傾向を明らかにすることである。

そのため、判決理由を分析するにあたり、行政法規(行政庁による権限行使を定める立法。いわゆる個別法)の「解釈方法の選択」という視点を前面に押し出し、裁判所が、法文の忠実な執行者たる場面と、法の創造者たる場面とをどのように使い分けているのかを摘出し、その先に(そのメタレベルとして)、「裁判所として何をなるべく、法を解釈するのか」というパラダイムの「変化」のメカニズムを捉える「法律動学」が成立しうるのではないかと、この仮説の検証を行う。

本研究の成果として、行政法分野で「法律動学」が成立可能となれば、行政法学は最高裁判例の単なる後追いや後付けの説明に終始するのではなく、目指すべき新たな最高裁の「立ち位置」を探索する創造力を回復するという学術的効果が期待できる。よく知られるとおり、2000年前後から公法分野で起きている「最高裁の変化」(藤田宙靖『裁判と法律学 - 「最高裁回想録」補遺』有斐閣(2016年)所収の私たちのインタビュー)以来、行政法学は、裁判実務の急激な変化の後追いに終始する観を否めない。「法律動学」は、行政法学(および同様の状態にある他分野法律学)の理論創造力の源泉となることを目指す挑戦的研究である。

3. 研究の方法

第1に、最高裁判決（行政訴訟および国家賠償訴訟）を素材とし、最高裁の用いる法解釈方法を、条文の文言（文理）解釈、法律家が広く共有する「法理」（ドクトリン）による解釈、個々の条文が政策的にどのような機能を持たされているかをみる仕組み解釈、立法過程資料や、それを推測する手段としての長年維持された行政解釈（行政実務慣行）を用いた解釈、憲法適合性との整合性からする解釈などにわけて、そのどれを用い、かつそれあらをどのように組み合わせているかをサーベイした。

第2に、調査した最高裁判決を、通則法の解釈（行政訴訟法、行政手続法など）という次元と、行政法規（個別法）の解釈という次元に分けて、それぞれの解釈方法の特徴を調べた。

通則法の解釈方法は、文理だけではほとんど何もわからないがゆえに、「法理」（法律家が共有する伝統的思考）を用いるものであるのに対し、それをさらに具体化するには、行政法規（個別法）の解釈を組みあわせることが必要となることを指摘したうえで、行政法規の解釈方法は、通則法に比べてきわめて多様なのではないかという仮説をたて、これを確認した。行政法規（個別法）は、通則法と異なり、具体的な公共政策を実現するための法規範であることから、当然に生じるはずの差である。

第3に、以上の2つの判決群を比べると、行政法規（個別法）の解釈方法を様々に組み合わせることが、どういう場面でなぜされたのかというメタレベルでの変化（支配的志向の変化）の抽出を試みた。

第4に、比較法的知見として、米国の法解釈論層を参照する。米国のシェブロン事件判決をめぐる議論などの文献調査を主体とするが、米国についてはいまだ変化しつつあるので、研究者の見解、アメリカ法律家協会・行政法部会による検討状況などの調査を行った。

4. 研究成果

日本の最高裁が、行政法（行政法規と通則法）の解釈にあたり採用してきた方法を、文理解釈、趣旨目的解釈（理論に着目する解釈、政策的仕組みに着目する解釈、行政需要が存在することに着目する解釈など）、立法過程史解釈（長年の行政解釈を尊重する解釈もここに位置付けられる）、上位法適合解釈（憲法等）に4分類することが適切であるとの結論を得た。

趣旨目的解釈に様々な類型があること、とりわけ、人口に膾炙する「仕組み解釈」以外に、本研究が「行政需要解釈」と呼ぶ方法があり、とくに行政側がこのタイプの主張をすることがしばしば見られることに気づいた。他方で最高裁が、行政需要解釈を肯定する場面は非常に少ないが、決して存在しないわけではなく、こうした解釈を肯定する条件が限られていること（司法創造的解釈をしても、公共政策の内容に変更を加えるわけではないことが最低限の必要条件）などといった観察結果を得た。

また、実体法的規定（行政実体法及び狭義の手続法として行政処分要件や選択の規定）と、適正手続の規定（理由提示、聴聞機会など）とで解釈方法が異なることにも気づいた。前者は、文理解釈を仕組み解釈で補強し、ひとつの解釈を導くという、いわば「単相構造」であるのに対し、後者は、文理、法理、仕組みの解釈を重層的に用いて、それらを加算して解釈を導くという、いわば「重層（ミルフィーユ）構造」である。

さらに、最高裁は、いわゆる法理（ドクトリン）に依拠する法解釈をすることがきわめて少ないという発見もあった。行政法規に関する限り、むしろ、文理と仕組みという透明性の高い根拠が明らかで、反論もしやすいので議論構造が明快な 解釈方法をもっぱら用いていることもわかった。これも、行政法規（個別法）が、公共政策の実現手段として立法されていることの反映だろうと推測される。

本研究により、裁判所の行政活動への「立ち位置」（立場性）の変化を時系列で解明する「法律動学ないし法動態学」を建てるには、行政裁量の審査手法に着目するのではなく、行政法規の解釈の方法にこそ着目すべきとの結論を得た。また、解釈方法に着目することで、解釈の正当性を広い視点で議論することが可能となり（公正さ、民主制、効率性の観点からする裁判所行動の外的評価）、それによって、裁判所の基本的な思考変化を探知できるとの結論を得た。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 11件）

1. 著者名 中川丈久, 笠井正俊, 下井康史, 山本隆司	4. 巻 98-1
2. 論文標題 行政訴訟における訴えの利益 (3完)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 7-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 中川丈久, 笠井正俊, 下井康史, 山本隆司	4. 巻 97-12
2. 論文標題 行政訴訟における訴えの利益 (2)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 3-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 中川丈久, 笠井正俊, 下井康史, 山本隆司	4. 巻 97-11
2. 論文標題 行政訴訟における訴えの利益 (1)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 3~35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 中川丈久	4. 巻 46
2. 論文標題 日本で可能な違法収益吐き出し制度	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 81 - 87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中川丈久	4. 巻 112
2. 論文標題 消費者行政における非権力的手法の展開	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 59 - 67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中川丈久	4. 巻 46
2. 論文標題 日本で可能な違法収益吐き出し制度	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 81 - 87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中川丈久	4. 巻 19-12
2. 論文標題 日本法における「弁護士依頼者間通信の秘匿特権	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ビジネス法務	6. 最初と最後の頁 115 - 122
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中川丈久	4. 巻 30
2. 論文標題 行政手続法の整備	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 3-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川丈久	4. 巻 90-8
2. 論文標題 行政法における『信義則』と『権利濫用禁止』の概念	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 22 - 29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中川丈久	4. 巻 94-11
2. 論文標題 地方自治法における附属機関の法定主義と意義と射程 (一)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 3 ~ 24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中川丈久	4. 巻 94-12
2. 論文標題 地方自治法における附属機関の法定主義と意義と射程 (二・完)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 3 ~ 17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中川丈久	4. 巻 154-5
2. 論文標題 行政法解釈の方法 - - 最高裁判例にみるその動態	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 957 ~ 999
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川丈久	4. 巻 32
2. 論文標題 行政法の域外適用	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神戸法学年報	6. 最初と最後の頁 173～210
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中川丈久	4. 巻 1
2. 論文標題 職務関連性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 条解国家賠償法	6. 最初と最後の頁 87～101
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 山本 敬三、中川 丈久	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 442
3. 書名 法解釈の方法論	

1. 著者名 中田邦宏、鹿野菜穂子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 404
3. 書名 基本講義消費者法 第4版	

〔産業財産権〕

〔その他〕

本研究の成果を行政法以外の他の法分野にも拡大させるべく、民商法雑誌の編集委員として、法解釈の方法論に関する企画を行い、その成果として「法解釈の方法論」という書籍の編集（共編）を行った。現在は、同誌において、当該企画の第2弾を行うことで、広く日本の法律学全般への「法解釈方法への着目」を根付かせようとしている。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------